

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
接続政策委員会（第39回）議事概要

日時 平成30年9月25日（火）17:00～18:00

場所 総務省10階 総務省第1会議室

参加者 接続政策委員会 相田主査、佐藤主査代理、池田委員、内田委員、関口委員、高橋委員、山下委員

事務局 秋本電気通信事業部長、山碕事業政策課長
(総務省) 大村料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官、
大磯料金サービス課課長補佐、小澤料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

○平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について
・答申（案）に対する意見及びそれらに対する考え方（案）
答申（案）に対する意見及びそれらに対する考え方（案）に関し事務局から説明の後質疑応答が行われ、本会合において出された意見に基づき修正の上、電気通信事業政策部会へ報告することとなった。

【発言】

・答申（案）に対する意見及びそれらに対する考え方（案）

○池田委員

考え方1-1及び8-2に関して、今後接続料が上昇し続けることにより接続事業者の費用負担がさらに増大することで、ネットワークのIP化のさらなる効率化へのインセンティブが十分に働かなくなるおそれがあると記載されているが、インセンティブが働かなくなるのはNTTに接続する事業者側のインセンティブか。それともNTT側のインセンティブか。考え方1-1を読むと、最初の2段落は納得できるが、3段落目についてはどういう理屈なのか分からない。答申（案）に記載されているのであれば、教えていただきたい。

○事務局

該当する記載箇所は2カ所ある。1つ目は第2章、33ページ上部の「接続料の変動による関係事業者への影響：NTT東日本・西日本以外の接続事業者」における記載。2つ目は第8章、71ページ中ほどの記載。

○相田主査

どちらかというとNTTに接続する他事業者側のインセンティブである。実態として、他事業者が設定する接続料もLRICモデルをベースにした接続料のようになっている。また、委員会の途中でも話が出てきたが、他の事業者がどんなに自分のネットワークを改良してもNTTに支払う接続料が変わらなくなると、自分のネットワークの効率化をしても無駄だということになってしまうおそれがある。

ここの議論が本当に納得できるかについてはもう少し議論はあるかと思うが、とりあえずよろしいか。

○池田委員

了解。

○池田委員

意見2-10に関して、NTTの問題意識としては、そもそもPSTNの需要が減少しており競争環境にないため、不当な競争状況を引き起こす状況になく、スタックテストの検証対象から外すべきという前提で議論されていると受け止めた。

しかし、今回の報告書の議論においては、次期適用期間における接続料算定モデルについて報告書37ページの「考え方」にあるように、大前提として、LRIC方式の適用に当たっては実際のネットワークの構成にとらわれず、現在想定可能な効率的な設備構成をモデル化するという観点から、改良IPモデルを用いるべきだが、今回の移行期に当たって瞬時に移行できるわけではないため、まずは改良PSTNモデルを考えるとしている。

ただし、報告書38ページの「これが公正な競争環境の確保の見地から適切でない場合にも、これを維持し続けなければならないものではない」というのが今回の報告書で一番大事なところである。「PSTNサービスにおいて価格圧搾のおそれが生じるようになることは、制度の在り方として適当とは言えない。」とあるように、公正な競争環境の確保の見地から適切でないということを考える手がかりとして、スタックテストの指針の20%の基準を「おそれ」として使うことは認められると思われる。

また、価格圧搾等の問題を解消する措置としては様々な手段があるはずである、というNTTからの意見への反論だが、考え方2-10及び2-11にあるとおり、今回のモデルの組み合わせは、差分が営業費相当基準額を下回らないように接続料を調整するだけでなく、それによってIP網を前提とした接続料原価の算定に向けて移行の段階を進めることも目的としている。段階的な移行を進めるという公的色彩が強いため、今回はNTTに手段の選択を認めないということも1つの方向としては考えられると思われる。

○相田主査

報告書39ページで修正された注については問題無いが、考え方2-10は一種書き過ぎと感じられる。ここを理解するには、スタックテスト指針を理解していないと何を言っているのかよく分からない。この考え方は意見を提出した事業者宛てではあるが、それ以外の人も見るものなので、考え方の文章はこれだけ見て何が書いてあるかわかるような形に修正することとしたい。

価格圧搾のおそれについては、総務省側では20%を下回るかどうかで機械的に判断し、それに従って、移行の段階を進めた方法により算定して申請されるものとする。今回、報告書39ページに追記した注や、考え方2-10のただし書は、NTT東西が移行段階を進めずに申請してきた場合に、NTT側でその立証がきちんとできれば考慮の余地を残すものだと解釈したが、よろしいか。

○佐藤委員

同じ理解である。段階的移行を考えている中で、20%という基準をまずは1つきちんと作る必要がある。ただし、他律的要因が客観的・定量的に確認できればとあるので、きちんと数字を用いて提案することは可能ということが書かれているという理解。

○相田主査

考え方2-10については、今お示した趣旨に沿って修正し、もう一度確認させていただきたい。

○佐藤委員

いろんな意見が対立していた中、移行に向けてよくまとめて頂いた。意見2-11に関して、どうあるべきかの議論が接続料においては大事である。誰が幾ら損するというようなこ

とを表に出したり、あるいはその額が大きいから4対1ではなく8対1にするというような議論ではないと思うが、そういうことも配慮しながら4対1からということで合意したと思っている。

○事務局

考え方2-10に関して、1点確認させていただきたい。このモデルの適用の考え方としては、段階的な移行の対応の時期として、スタックテストにおける営業費相当基準額の条件に合致する場合には移行の段階を進めるという考え方である。例えば、ある年において4対1という組み合わせを適用して、その翌年の認可申請時に利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回る場合で、考慮する事項・事情に該当する場合は、前年同様の4対1の組み合わせとするのであって、移行の段階を後退させるものではないという考え方でよろしいか。ご確認いただきたい。

○相田主査

答申(案)の趣旨からすると、その考え方でよいと思われるが、ご異論はあるか。それで問題無い。

○関口委員

接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針は、長期増分費用方式の改良PSTNとIPモデルとの選択を目的に作っているものでないことを踏まえると、考え方2-10は指針にはない議論を新たにしている部分ということになる。これは感想だが、これについて、どこかで議論をした方が混乱が少ないと思う。

○相田主査

考え方2-10の総務省において検討の余地があると記載のところは、それを踏まえて、今後よく検討いただくというところと思う。

○相田主査

考え方3-1及び3-2に関して、ユニバーサルサービス制度について早急に検討を進めることが求められるとの記載があるが、検討開始が決まっているのであれば、予定、やることになったぐらいの書き方がよいと思われる。

○山下委員

意見2-10及び2-12に関して、実際の進め方についての質問だが、認可申請で接続料が変化するのは、期間を3年とするとスタックテストに当てはめるのは3回と考えてよいか。あるいは、それを超える頻度で見直すのか。

質問の意図としては、NTT東西からの意見2-12において、接続料の精算システムで新たな費用が生じるとの記載があり、何回も繰り返し接続料が変わっていくというイメージなのかと感じたためである。

○事務局

毎年、接続約款変更の手続きがあるため、その都度、つまり毎年、営業費相当基準額2割を下回るかどうかというチェックがなされる。

○相田主査

つまり基本的に1年に1回、期間中では3回ということになる。

・その他

○相田主査

考え方2-10及び3-1については、事務局のほうで修正案をつくっていただき、委員の皆様を確認いただきたい。その後、10月中旬に開催予定の電気通信事業政策部会において答申(案)とともに最終的に報告したいと思うが、最終的な文案につきましては私と事務局にご一任ということによろしいか。

(「異議なし」の声あり)

○相田主査

では、そのように進めさせていただく。

今後の流れとしては、電気通信事業政策部会へ報告の後、そこで答申が行われる予定である。

以上